

第1章

電力の小売自由化とは？



1

家庭でも電力会社が選べるように

2016年4月から「電力の小売全面自由化」が始まり、誰もが、自由に、電力会社を選べる時代となります。

2015年10月8日、経済産業省は、家庭向けに電気を販売する「小売電気事業者」の第1号として40社を登録しました。その後、登録事業者は増え続け、2016年1月末現在では148社が登録されています。これらの事業者が、それぞれ異なる料金メニューを作成すると、非常にたくさんの選択肢が生まれることとなります。あまりに多様な選択肢に、どの会社と契約をするか、頭を悩ませてしまう方もいるのではないのでしょうか。



図1-1 複数の電力会社を比較して電気を購入できるようになる

今回実施される電力の小売全面自由化は、電力システム改革のひとつと位置づけられています。電力システム改革とは、東日本大震災、そしてその後に起きた電力不足などをきっかけとして、これまでの電力業界の仕組みを見直そうという動きのことです。

電力システム改革は3段階で進められることになっており、第1弾として2015年4月に全国の電気の流れを管理する組織「電力広域的運営推進機関」が設立され、第2弾として2016年4月からの「電力の小売全面自由化」と「ライセンス制の導入」が行われます。そして、東京電力、関西電力など、地域ごとにある10の大手電力会社から、変電所や送電線を保持するネットワーク部門（送配電部門）を、別の会社として分離独立させる「送配電部門の法的分離」が第3弾として2020年に実施されることになっています。

電力システム改革の概要

第1弾 電力広域的運営推進機関の設立（2015年4月）

第2弾 小売全面自由化、ライセンス制導入（2016年4月）

第3弾 送配電部門の法的分離（2020年4月）

電力システム改革の第2段階に当たる電力の小売全面自由化ですが、小売自由化自体は、実は2000年からスタートしています。当初は特別高圧と呼ばれる契約電力2,000kW以上の大規模な工場やオフィスなどに限られていましたが、その後、自由化対象範囲は徐々に拡大し、2016年1月現在では、コンビニエンスストアなど、契約電力50kW以上の高圧契約で電気の供給を受ける需要家まで自由化されている状況です。このように市場の一部を自由化することを部分自由化といいます。

ただし、小規模商店や家庭など、低圧（契約電力50kW未満）

で供給を受ける需要家に関しては選択の自由がなく、東京に住んでいる人は東京電力、大阪に住んでいる人は関西電力というように、地域ごとに決められた電力会社が、責任をもって電気を送るという仕組みになっています。今回の全面自由化によってこの仕組みが変わり、家庭でも好きな電力会社と自由に契約できるようになるわけです。

なお、電力の小売全面自由化と同時に、一般電気事業者（大手電力会社）や高圧契約を対象に電力小売を行っている特定規模電気事業者（新電力）といった従来の電気事業法による事業区分が見直され、ライセンス制が導入されます。ライセンス制では、電気事業の機能ごとに発電事業、送配電事業、小売事業に分け、そ

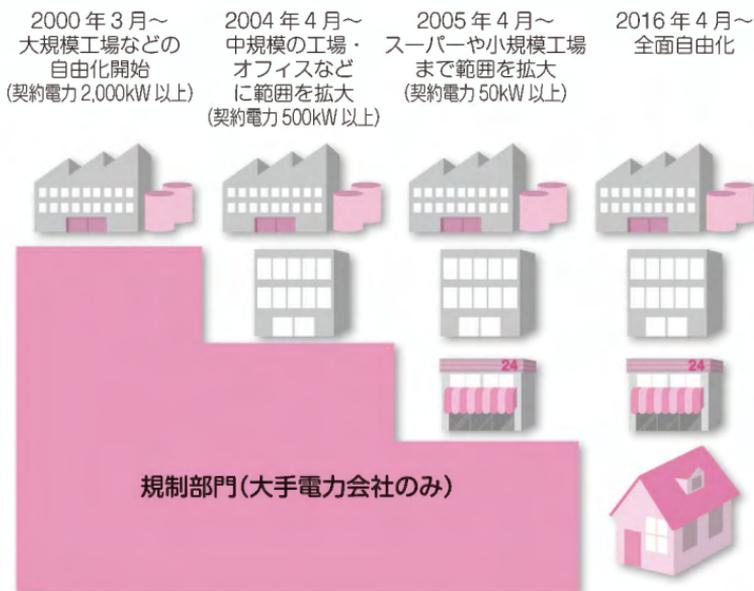


図1-2 これまでの自由化範囲の進展

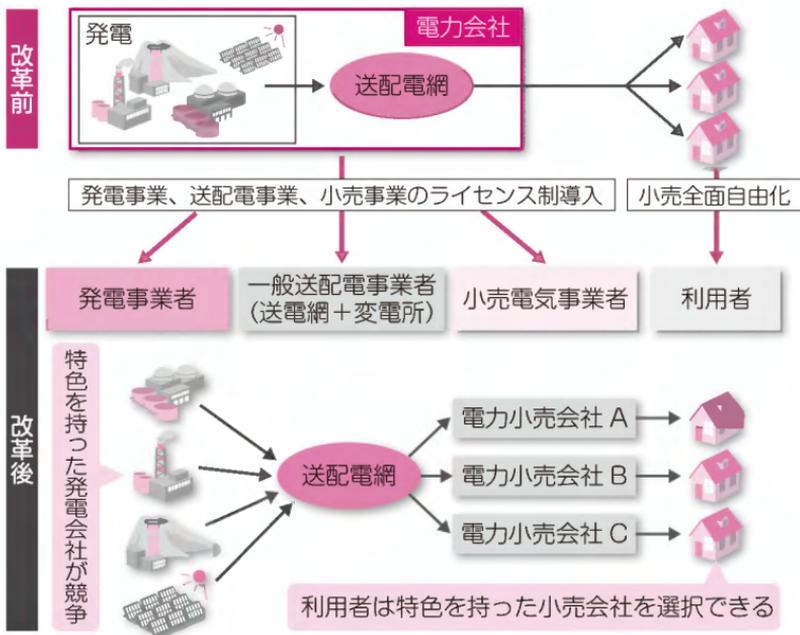


図1-3 電力システム改革第2弾の概要

それぞれの事業を営む事業者にライセンスが付与されることとなります。

小売全面自由化を控え小売電気事業者は、新たなサービスや料金メニューを続々と発表しています。しかし、すでに小売事業が自由化されている海外諸国の例を見ると、今後さらに多種多様なサービスが生まれてくる可能性があります。

今回の電力の小売全面自由化を機に、どんな電力会社があるのか、どんな料金メニューがあるのか、どのようなサービスがあるのかなど、みなさんも自分に合った最適なプランを検討してみたいかがでしょうか。